

ID: 309

担当部署: 経済観光部 観光政策課

処分の概要	研修室の使用許可及び変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市香月泰男美術館条例 第9条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第169号		
【根拠条文】 (施設の使用) 第9条 美術館の設置目的を達成するため、研修室を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 2 研修室の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に掲げる基準額に相当する額の研修室使用料を納入しなければならない。 3 市長は、使用を許可する場合において管理上必要な条件を付することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。 長門市香月泰男美術館条例施行規則第3条			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	令和 3 年 10 月 1 日